

令和8年度 生活保護受給者 インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ

生活保護受給者に対してインフルエンザ予防接種の公費助成を行います。

予防接種の内容を十分理解いただいた上で、ご本人の希望によって行われる任意接種です。予防接種法に基づく定期接種とは異なります。

予防接種の効果、重篤な副反応、健康被害救済制度、その他予防接種に関する注意事項などについて、よく理解した上で接種してください。

対象者	1歳以上65歳未満の者	助成期間	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで
接種回数	【不活化ワクチン(注射)の場合】 1歳以上13歳未満 2回、13歳以上65歳未満 1回(原則) ※ただし13歳以上65歳未満で医師が必要と認める場合のみ2回		【経鼻生ワクチンの場合】 2歳以上19歳未満1回
自己負担金	【不活化ワクチン(注射)の場合】 無料 【経鼻生ワクチンの場合】 4,340 円を超える部分は自己負担となります。 ※経鼻生ワクチンを接種した場合の自己負担額の詳細は、医療機関におたずねください。		
持ち物	同封の助成券・予診票、未成年の場合は母子健康手帳		
接種場所	智頭病院(電話:0858-75-3212、13時から16時まで) ※必ず事前に予約をしてください。 ※10月1日(木)から予約受付開始、10月5日(月)から接種開始です(休診日を除く)		

※予防のためには流行前の接種が基本です。予防接種をご希望の方は、免疫をつけるための期間を考慮して、早めに接種を完了させましょう。

※予防の基本は、うがい手洗いの実施、マスクの着用など基本的な感染予防に努めることです。

1. インフルエンザ予防接種と効果

- ①重症化防止効果:接種後感染したとしても、発病した際に軽症ですむ効果があります。
- ②感染防止効果:流行ウイルスとワクチンに含まれているウイルス抗原型が一致した場合、ワクチン接種後、不活化ワクチンで3~5か月、経鼻生ワクチンで約1年、効果が持続するとされています。しかし、予防接種をしても、インフルエンザにかかることはあります。

2. インフルエンザ予防接種の副反応

①通常起こりうる副反応

- ・注射部位の紅斑、腫脹、硬結、疼痛、そう痒感、熱感等
- ・経鼻生ワクチンの場合、接種後数日以内に鼻水、鼻づまり、軽い喉の痛み、咳、発熱等

いずれも、通常数日以内に自然に治るので心配ありませんが、気分が悪くなったり症状が悪化したりするときは、医師に相談しましょう。

②重大な副反応…非常にまれですが、起こる可能性があります。

- ・アナフィラキシー様症状…じんましんや呼吸困難、血管浮腫などがあらわれることがあります。
- ・急性散在性脳脊髄炎(ADEM)…発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害等があらわれることがあります。
- ・ギラン・バレー症候群…筋肉を動かす運動神経の障害によって、手足に力が入らなくなる病気です。
- ・けいれん ・肝機能障害、黄疸 ・喘息発作 ・脳炎、脳症、脊髄炎 等

※たまたま予防接種を受けた時期と同じ時期に発症した他の感染症などが原因の症状(紛れ込み反応)が見られる場合もあります。接種後の体調を観察しましょう。

3. ワクチン接種前の注意事項

安全に予防接種を受けられるよう、以下のことに注意の上、予防接種を受けるかどうか判断してください。

- ① 体調が悪い場合は、かかりつけ医に相談の上、接種日を変更しましょう。
- ② 予防接種について町からの通知などをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。分からないことは、接種前に医師に質問しましょう。
- ③ 予診票は、接種する医師への大切な情報です。責任をもって記入するようにしましょう。

※なお、予防接種の効果や副反応などについて理解し、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

4. 予防接種を受けることができない場合

- ① 明らかに発熱(通常 37.5℃以上をいいます)をしている場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ インフルエンザ予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな場合
- ④ 経鼻生ワクチンの場合、明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する人、免疫を抑制する治療を受けている人、妊娠していることが明らかな人
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

5. 接種を受けるのに際し、医師とよく相談しなければならない人

- ① 基礎疾患(心血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害など)を有する人
- ② 予防接種後 2 日以内に発熱がみられた人及び、発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ④ 免疫不全の診断歴がある人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ インフルエンザ予防接種の成分、鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがある人
- ⑥ 経鼻生ワクチンの場合、ぜん息の既往がある人

6. 健康被害救済制度について

インフルエンザ予防接種は予防接種法の定期接種によらない任意接種です。任意接種によって健康被害(医薬品を適正に使用したにも関わらず発生した副作用により入院が必要な程度の疾病や障害など)が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による被害救済の対象となります。

健康被害の内容、程度等に応じて、審議を経た後、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金などが支給されます。詳しい情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ(<http://www.pmda.go.jp>)でご覧いただけます。なお、給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、智頭町保健センターまでご相談ください。